地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出のあった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)

都道府県分

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

番-	号 改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(法)	長野県	安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の確保等について	安定的な財政連呂に必要な地方交付税総額を確保すること。 法定率の引き上げ等による臨時財政対策債の廃止・縮減を図ること。	一部採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。法定率の見直しについては、平成31年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

番	号改	文正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
2	2	(法)	青森県	機能強化について	地方交付税総額を確保すること。 また、地方法人課税の偏在是正後 においても財源調整及び財源保障機 能を一体として果たす地方交付税制 度の機能強化を図ること。	一部採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。地方法人課税については、地域間の税制力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、特別法人事業税(仮称)及び制力格差の拡大のを創設するにおり、偏在是正措置により生じる財源は、必要な地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用することとしている。法定率の見直しについては、平成31年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 なお、基金残高の増加を理由として、地方交付税等を削減するといったことは行っていない。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 ・ 市町村分

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

総括的事項]

番	号改	 女正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	3	(法)	福島県	地方交付税総額・地方交付税財源の確実な確保	必要な地方交付税総額を確保すること。 また、地方交付税財源を確実に確 保すること。	一部採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。法定率の見直しについては、平成31年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。なお、基金残高の増加を理由として、地方交付税等を削減するといったことは行っていない。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(法)	埼玉県	地方交付税総額の確 保、社会保障関連経費 の自然増などに伴う地 方負担増に対する適切 な需要額の措置	政負担の増大に対する適切な需要額 の措置を講ずること。	採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分

[総括・需要・ 収入

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	(法)	富山県	地方交付税総額の確保及び財源保障・調整機能の充実	地域間の財政力格差を是正するた め、財源保障・調整機能の充実を図	一部採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費品措置を経動上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。法定率の見直しについては、平成31年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。まちものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。まち・ひと・しごと割生事業費については、地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組むことができるよう、平成31年度においても、引き続き1兆円を確保した。公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため公共施設等適正管理推進事業費について、長寿命化事業の対象を拡充した。 地方法人課税については、地域間の税制力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、特別法人事業税(仮称)及び特別法人事業譲与税(仮称)を創設することとしており、偏在是正措置により生じる財源は、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用することとしている。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 • 市町村分

[総括 ・ 需要 ・ 収入

習	号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
	6	(法)	石川県		のないよう、地方交付税の所要総額 を確実に確保されたい。	採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 • 市町村分

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
7	(法)	福三滋京大兵奈和徳井重賀都阪庫良山県県県県府府県県県県	地方交付税の総額確 保・機能充実等	地方団体の財政運営に必要となるも 地方交付税の総額確保を図る調理ととなる に、財源保障機能おるが財源保障機能が適切に発揮さなが地方 を出力方といい。 国有財源を通さなが勘がある を通さながあるない、 有政計を もととして は は に を 行 す る と と に を 行 を 行 を に を 行 を に を 行 を に を に る と と に る と と に る と と に る と に る と に る と に る と に る と に る と に る と に る と ら こ に る と ら こ と に ら ら と ら こ と ら ら と ら と ら と ら と ら と ら と ら	平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る02.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。 法定率の見直しについては、平成31年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なたのではないと考えるが、会後とも決定変の見度してによるなけ税公額の

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 市町村分

総括 ・ 需要 ・ 収入

総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
8	(法)	広島県		法正率引き上げにより地方父付祝	一部採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。法定率の見直しについては、平成31年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 臨時財政対策債の元利償還金については、毎年度の地方財政計画にその全額を計上することにより、所要の財源を確保している。
9	(法)	愛媛県	地方財政の安定的運営に必要な地方交付税の総額確保	地方団体の財政状況を十分に把握し、住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供するとともに、地方の喫緊の課題に対応するために必要な地方交付税の総額を適切に確保すること。	採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 ・ 市町村分

[総括 ・ 需要 ・ 収入

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
10	(法)		地方一般財源総額の確保・充実	地方一般財源総額を確保すること。 消費税・地方消費税率引上げにお ける税源の偏在是正措置を確実に実 施すること。	一部採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。地方法人課税については、地域間の税制力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、特別法人事業税(仮称)及び特別法人事業譲与税(仮称)を創設することとしており、偏在是正措置により生じる財源は、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用することとしている。
11	(法)	北海道 鳥取県 島根県 高知県 鹿児島県	留保財源率の見直しに よる財源保障機能の強 化	基準税率を引き上げる(留保財源 率を引き下げる)ことにより、地方 交付税の財源保障・財源調整機能を 強化すること。	

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[都道府県分 · 市町村分

総括・需要・ 収入

番号	·改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
12	(法)	富山県	の基準財政収入額への 全額算入と、増加する 地方負担分の基準財政	消費税・地方消費税率を10%に引き上げる際には8%時と同様に、引上げ分の地方消費税を基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げを伴い増加する地方負担についても基準財政需要額へ全額算入すること。	採用する。 消費税・地方消費税率の8%への引上げ時においては、社会保障の充実分の地方 負担額について、基準財政需要額に全額算入するとともに、地方消費税率の引上げ によって財政力格差が拡大しないようにするため、地方消費税及び地方消費税交付 金の増収分について、当分の間、基準財政収入額に全額算入することとしている。 10%への引上げ時においても、同様の考え方に基づき、地方団体において財政 運営に支障が生じないよう、適切に対応することとしている。
13	(法)		体改革に伴い生じる地 方負担への適切な対応	消費税引上げに伴う税収、またそれに対応する社会保障制度の機能強化等に係る地方負担について、それぞれ基準財政収入額・需要額へ全額 算入すること。	平成31年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴 う支出の増分については基準財政需要額に全額算入している。
14	(法)	岐阜県	を背景とした地方交付	地方交付税は地方の固有財源である。単に地方全体の積立基金が増加している事実のみをもって地方交付税総額を削減することは断じて行わないこと。	財政対策領も前年度に▲0.7兆円と入幅に抑制した。幼児教育の無領化について は、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、 その後ま、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計しまる等。 海切に

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
15	(法)	京都府	一般行政職員給与費の 適正な算入について	一般行政職員の給与費については、交付税算入されている給料単価と地方財政計画上の給料単価に乖離が生じているため、適正に算入されたい。	終長単価については、地本団体の登場の動向等を映する。其進財政場は額に第3
16	(法)	鳥取県 島根県 山口県	条件不利地域に配慮し たトップランナー方式 の算定・算入	トップランナー方式の算定について、条件不利地域に配慮すること。 また、トップランナーの対象となる業務を今後拡大しないよう慎重に 検討すること。	

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

番号	- 改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
17	(法)	島根県		臨時財政対策債償還費が増嵩していることを踏まえ、他の基準財政需要額の的確な算定に影響を及ぼすことのないよう、償還財源を別枠で措置すること。 その上で、必要な地方交付税の総額を確保すること。	佐に捕捉し、財政連営に支障が生しないよう対処することとしている。したかつ て、臨時財政対策債償還費相当額が増嵩することによって、他の基準財政需要額を 圧綻することにない
18	(法)	高知県	事前防災対策に係る重点課題の新設	事前防災に係る財政需要についに 実態を把握した上での経費を記録とするなど、一定措 を当位費用とでの経費する計とと 単位財政措置は、 上記の財政措置は 上記の財政措置を はなく、 り具体が が定 はなたより はなたより はな が が で はな に が が に が に が に が に が に が に が に が に が	平成31年度は、「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」に基づく国

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

警察費]

番号	·改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
19	(法)	栃群千富福岐静愛三滋木馬葉山井阜岡知重智 県県県県県県県県県県県県県	警察官給与の算入単価 の引き上げ	警察官の交付税算定上の給料単価 を、地方財政計画上の給料単価に引 き上げること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入 されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

河川費]

番号	·改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
20	(法)	大阪府	河川維持管理経費の単位費用への適切な算入	河川維持管理経費について、実態 に即して単位費用への適切な算入を 図られたい。	
21	(法)	高知県	川貫にあり る維持官	河川費の需要額算出において、河 床浚渫費用をはじめとする経費のよ り適切な単位費用算入や、災害等の 状況に応じた補正など、所要の措置 を講ずること。	河川貧の需要額昇山については、平成30年度に単位貧用を引き上げ、一定の元夫

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

教育費総括]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
22	(法)	愛知県 三重県 滋賀県 京都府	教職員給料単価について地方財政計画上の単価への引き上げ(小学校費、中学校費、高等学校費、特別支援学校費)	教職員の交付税算定上の給料単価 を、地方財政計画上の給料単価に引 き上げること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入 されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

中学校費

1	号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
	23	(法)		1 20.0	都道府県の設置する中等教育学校 前期課程及び中学校の運営等に要す る経費については特別交付税措置が なされているが、一般的な財政需要 が認められることから、普通交付税 措置されたい。	都道府県立中学校は全国に101校あり、40都道府県に設置されていることから、 普通交付税措置を講ずる。なお、生徒数、学級数、学校数を測定単位とする算定方

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

高等学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
24	(法)	岐阜県	弗田世帯について	弗田世罟た譁ずスニレ	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 県立高等学校における空調施設については、各都道府県における設置状況や維持 管理費の負担状況等について、引き続き文科省等からの情報収集に努め、交付税措 置の必要性について十分精査していくこととする。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

特別支援学校費

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
25	(法)	愛知県	王朔(77万)惟行自生 奴弗の世罟の女宝	房)維持管理経貨について、標準的な行政経費として、基準財政需要額に算入されたい。	一部採用する。 平成30年度補正予算において全ての公立小中学校等に冷房設備を設置するための「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」が計上されたことを踏まえ、平成31年度より、冷房設備にかかる電気代について、単位費用措置を講ずることとした。なお、高等部については、各都道府県における設置状況や維持管理費の負担状況等について、文科省等からの情報収集に努め、交付税措置の必要性について十分精査していくこととする。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

普通交付税

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

[厚生労働費総括]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
26	(法)			体改革の趣旨に沿って、所要の社会	一部採用する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成31年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分についても基準財政需要額に算入している。なお、地方交付税の基準財政需要額については、国の制度等と整合性を持った標準的な財政需要を算入することとしており、国の医療保険制度で定められた自己負担を軽減する医療費助成は、現在、その算入の対象としていない。
27	(法)	垢太但	消費税率引上げに伴う 事業に要する経費の基 準財政需要額への算入 について	平成31 (2019) 年10月から予定されている幼児教育無償化を始めとした消費税率引上げに伴う県負担の増加分について、所要額を基準財政需要額に算入すること。	採用する。
28	(法)		社会保障の充実に係る 経費の適正な算定	消費税率引上げに伴う社会保障の 充実に係る経費について、各地方公 共団体の財政需要を捕捉できるよ う、関係費目について適切な補正係 数を設定すること。	平成31年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分については、基準財政需要額に全額算入している。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

[厚生労働費総括]

番号	·改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
29	(法)		在安保障制度への過功	後期高齢者医療制度や国民健康保 険医療制度、障害者自立支援給付費 負担金については、交付税算入額と 地方における決算額に乖離が生じて いるため、地方負担が解消されるよ う需要額を適切に算定すること。	社会保障関係経費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を算入しているところであり、今後も引き続き、適切に単位費用に算入する等の措置を
30	(法)	京都府	消費税・地方消費税引 上げ分の適切な基準財 政需要額への算入	に係る地方負担、社会保障4分野に	社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成31年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分についても基準財政需要額に全額算入している。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

社会福祉費

番号	·改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
31	(法)	八阪州	地方単独の医療費助成に要する経費の基準財政需要額への算入	助、障害者医療費補助について、その影響を共進といる。	以下の理由により採用しない。 地方交付税の基準財政需要額については、国の制度等と整合性を持った標準的な財政需要を算入することとしており、国の医療保険制度で定められた自己負担を軽減する医療費助成は、現在、その算入の対象としていない。 総務省では、厚生労働省に対し、乳幼児医療費の自己負担のあり方について、医療制度を含む全国的な制度による対応を要請している。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

社会福祉費

番	号 改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3.	2 (法)	群馬県	児童相談所・一時保護 所運営に要する経費の 適切な算定について	児童相談所及び一時保護所運営費 に係る単位費用の充実、及び一時保 護所の保護件数に係る密度補正を新 設すること。	児里尾付防止体制総合独化ノブノ(新ノブノ)に基づさ地方凶体が体制独化に収
3:	3 (法)	山口県		今後幼児教育の無償化が予定され ていることから、施設給付単価の一 層の充実を図ること。	採用する。 幼児教育無償化にかかる地方負担分については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を確保した上で、地方交付税の算定に当たっても、施設型給付における地方負担分を含む地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入することとしている。 なお、平成31年度は消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、全額国費により対応する。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分・ 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
34	(法)	徳島県	幼児教育無償化への地 方財政措置		幼児教育無償化にかかる地方負担分については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を確保した上で地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入することとしている。
35	(法)	拉图旧	の任用に要する経費の 基準財政需要額への算	児童福祉法第12条第3項の規定により義務付けられている児童相談所への弁護士の配置に要する経費を基準財政需要額へ算入すること。	

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

衛生費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
36	(法)	茨	県立病院会計に対する 繰出金等に係る単位費 用及び補正係数の見直 し	区ろ質完弱が鍋山其淮弱レ乖難して	
37	(法)	奈良県	の大小による休健所致	保健所数と人口密度の間に、相関 関係が全く見受けられず、また算定 の簡素化の観点からも、密度補正を 廃止されたい。	

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
38	(法)	石川県		後期高齢者医療給付費負担金に係る基準財政需要額の算入額の算定について、医療費の地域差(単価差)を反映させる補正係数を新設すること。	地域間における医療費単価差の要因は一様ではなく、標準的な財政需要を測定す ス基準財政需要額の質索に光さっては、各国体における絵は実績額を採用すること
39	(法)	愛媛県 高知県	保険基盤安定事業(保 険料軽減制度)に係る 補正の新設		後期局即有医療制度の保険料理減制度に保る地方負担方に プルでは、従来から基準財政需要額に全額算入している。 一古

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

農業行政費

番	号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
•	40	(法)	青森県	因は性質の過りな芽八 について	貝釵の夫悲か奉华財政需安領に及吠	
,	41	(法)	山形県	主要農作物の優良な種 子の安定生産及び供給 を図るための交付税措 置の継続	主要農作物種子法の廃止後においても、主要農作物種子法の廃止後においても、主要農作物の優良な種子の安定生産及び供給を図るため、種子の生産に係る経費に対する交付税措置を継続すること。	採用する。 「主要農作物種子法」に基づき都道府県が実施することとされていた事務については、「主要農作物種子法を廃止する法律」の施行後においても、「種苗法」等に基づき従前と同様に実施することとされていることから、当該事務に要する経費について、引き続き、地方交付税措置を講ずることとしている。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

普通交付税

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

林野行政費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
42	(法)	北海道		般財源を確保できるよう、基準財政	採用する。
43	(法)	秋田県	森林環境譲与税に対応 した需要の算定につい て	森林環境譲与税に対応する需要について、林野行政費(公有以外の林野の面積)において、単位費用措置を講ずること。	 杏牡環接筆与鎖を財源として実施する杏牡敷構等の級弗については、公有以材の
44	(法)		有害鳥獣対策に要する 経費の適切な算入につ いて	有害鳥獣対策に要する経費について、交付税措置額と決算額との間に 乖離があることから、適切に単位費 用に算入すること。	

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

商工行政費

衤	番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
	45	(法)	沖縄県	外国人観光客受入に係 る経費の適切な算入に ついて	今後、外国人観光客数の増による 受入れ体制の整備に係る財政需要の 増が想定されることから、商工行政 費の単位費用(観光及び物産振興 費)の積算内容の「受入れ体制整 備」において、事故処理に係る経費 や交通標識等多言語化等に係る経費 を、適切に算入すること。	如何田」「はなる人は十つ

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

臨時費目

番号	·改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
46	(法)			長い取組みを推進する必要があるため、地方財政計画の「まち・ひと・ しごと創生事業費」を拡充・継続すること。	

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
47	(法)	北海道	面積と相関度が高い経 費の適切な算入 (防災対策や市町村連 絡調整費等の包括算定 経費(面積)への移 行)	包括算定経費(人口)で算定されている経常経費のうち、防災対策や市町村連絡調整費等を包括算定経費(面積)に移行することで、地方の実態に即した算定とすること。	
48	(法)	岩手県			以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

包括算定経費

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
49	(法)	群馬県香川県	包括算定経費の適切な 算入及び総額の確保	包括算定経費について、大幅に単 位費用が減少しているため、減額を 行わず、総額を確保すること。	一部採用する。 基準財政需要額において社会保障関係費など義務付け度の高い経費が増加する中で、国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野を算定している包括算定経費については、会計年度任用職員制度システム改修経費の増や財源対策債の元利償還金の減、経費の節減・合理化等を踏まえて単位費用を積算しており、その結果、包括算定経費の算入額は減少している。
50	(法)	神奈川県 石川県 長崎県	包括算定経費の適切な 算入及び予見可能性の 確保	に算定し、地方総額の確保をするこ	一部採用する。 基準財政需要額において社会保障関係費など義務付け度の高い経費が増加する中で、国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野を算定している包括算定経費については、会計年度任用職員制度システム改修経費の増や財源対策債の元利償還金の減、経費の節減・合理化等を踏まえて単位費用を積算しており、その結果、包括算定経費の算入額は減少している。 地方団体の予見可能性の確保にあたっては、翌年度の地方財政対策の内容や地方交付税の改正内容等について、可能な限り速やかに地方団体への説明を行っていく。
51	(法)	徳島県	選挙運動用ビラ作成に 係る公費負担の算入に ついて	用ビラ作成に係る公費負担について	採用する。 公職選挙法の一部を改正する法律(平成29年法律第66号)に基づき、平成31年3月から都道府県又は市の議会の議員の選挙において、候補者が選挙運動用のビラを頒布することが可能となり、条例で定めることにより当該経費を無料(地方公共団体が負担)とすることができるようになった。平成31年度までに大部分の団体が条例を制定する見込みであることから標準的に発生する財政需要と認められるため、単位費用措置を講ずることとした。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

包括算定経費]

:	番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
	52	(法)	高知県	情報官理寺貸にありる	情報管理経費における都道府県と 市町村との経費の負担割合について 調査の上、必要な経費を確実に措置 するとともに、実態を踏まえた適切 な割合となるよう、必要に応じ配分 の見直しを行うこと。	一部採用する。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

公債費

番	号 改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	法)	兵庫県	臨時財政対策債の償還 利子に対する交付税算 入の見直し	満期一括償還方式の地方債に対す る交付が採用されて協議子の を対象の で式が採用されて償還子の を が採用期の で で の を 行 の を 行 り の の を 付 り の の の の の の の の の の の の の の の の の の	地方債の元利償還金については、地方団体における標準的な償還方法に基づき全国・

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

[臨時財政対策債]

番号	·改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
54	(法)		臨時財政対策債への振 替制度の抜本的見直し	仮に、平成31年度も臨時財政対策 債を発行する場合には財政力指数に よる過度な補正を見直すこと。	平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債を前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額
55	(法)	岐阜県		臨時財政対策債については、法定 率の引上げによる交付税原資の確保 等の対応により速やかに廃止し、地 方の安定的な財政運営を可能とする 税財政制度を確立すること。	

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

臨時財政対策債]

看	号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
	56	(法)		臨時財政対策債への振 替制度の抜本的見直し	朝政対策債の允利債 園を地方特例交付金など地方交付税 や臨時財政対策債と別に「真水」で 行うこと。	父的祝牟の句上りについては、国・地方とも巨額の頂務残高や財源不足を抱えて ハスニトたじかと 再たる己トばは雰見ではたいトネラスが 今後トナ六月報公館

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

[特例加算]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
57	(法)	東京都	海田の陉从	例加算の適用を除外すること。	は、震災復興特別交付税により措置されることから、当該減収見込額の75%を基準

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

所得割]

[

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
58	(法)	一条乐 丘庙但	道府県民税所得割にお ける精算制度及び減収 補填債制度の導入	及び減収補填債制度を導入するこ と。	以下の理由により採用しない。 精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れのある 税目について特例的に設けられており、比較的安定し年度間の変動が少ない所得割 については、分離譲渡所得分を除き精算制度の対象とはしていない。 しかしながら、意見の趣旨を踏まえ、平成28年度算定以降は、各団体の算定前年 度の納税義務者数に20歳以上人口伸び率を乗じることにより各団体における人口動 態を算定に反映できるよう見直しを行った。
59	(法)	兵庫県	ふるさと納税ワンス トップ特例制度により 減収となる所得税相当 分の補塡措置の導入	ふるさと納税ワンストップ特例制 度により減収となる所得税相当分の 100%補塡措置を導入すること。	

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

不動産取得税]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
60	(法)	兵庫県	不動産取得税における 精算制度及び減収補填 債制度の導入	及び減収補填債制度を導入するこ と。	以下の理由により採用しない。 精算制度及び減収補填債の発行については、年度間の税収の変動が地方団体の財 政運営に与える影響に鑑み、例外的に設けているもの。近年、不動産取得税の税収 は比較的安定していることから、精算は行わない。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

地方消費税]

番	号 改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
6	1 (法)	茨城県	地方消費税における精 算制度及び減収補塡債 制度の導入	減収補塡債制度を導入すること。	以下の理由により採用しない。 算定額と課税等の実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱いとしているが、法人関係税等については、税収が景気の変動等の影響を受け、著しい乖離が生じること等があるため、当分の間、特例的な措置として精算することができるものとされている。 地方消費税については、年度間で比較的安定して推移する指標を基礎として算定していることから、精算制度及び減収補塡債制度の対象とはしていない。